

守ろう、 子ども の未来



大分県交通事故遺児救済援護事業とは

大分県交通安全推進協議会(会長:大分県知事)は、県民の皆さんの善意の寄付金により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に、健やかにたくましく成長し、勉学やスポーツに励んでいただくことを願い、各種助成金を給付する救済援護事業を実施しています。



給付の 対象者

- 交通事故により保護者を亡くされた方で、大分県内の小学校、中学校、特別支援学校に在学する小学生及び中学生
- 交通事故により保護者を亡くされた方で、大分県内に住所を有し、大分県内の私立高等学校に在学する者（ただし、私立高等学校授業料の助成に限り、所得額等の一定の支給要件があります。）
- 保護者が大分県内に在住して扶養している交通遺児で、中学校卒業後、18歳に達する年度末までの者

給付の 内容

※平成31年1月現在。今後、内容が変わることがあります。詳細についてはお問い合わせください。

新規交通遺児激励金	2万円
入学祝金(小・中学生)	5万円
修学旅行助成金	小学生 2万円 中学生 3万円
家族ふれあい旅行助成金(小学5年生)	5万円
クリスマスプレゼント(小・中学生)	2万円
中学卒業祝金	10万円
育英支援金の贈呈 ※中学校卒業後の3年間(年度当初に)	3万円

その他

- 小学生及び中学生に対し、レジャー施設利用券、音楽・演劇等の鑑賞券及び各種スポーツ観戦券の贈呈（指定するもの）
- 私立高等学校に在学する交通遺児の授業料を減免する学校法人に対してその減免額を助成
- その他交通遺児のために必要と認める救済援護事業

あなたの寄付が、遺児の未来を築きます

(下記で受付けています)

寄付金額の多少にかかわらずお受けいたします。
詳細についてはお問い合わせください。
皆さんからの温かいご支援をお待ちしております。

- 関係団体等のご厚意により設置しています「交通遺児に愛の手を」の募金箱での寄付もお受けいたします。
- 寄付いただいた方には会長(知事)から感謝状(寄付金額10万円以上)または礼状(寄付金額10万円未満)をお送りさせていただきます。

* 寄付金受付口座

口座名義：大分県交通安全推進協議会
口座番号：大分銀行県庁内支店
普通預金：5044220

■お問い合わせ先

大分県交通安全推進協議会
☎097-506-3063

〒870-8051
大分市大手町3-1-1 大分県庁舎別館5階 生活環境企画課内
URL <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13000/koutuuijitousienn.html>